令和三年

曜 日

十二月二十七日

第二百五十号

月

動法人富士山クラブ」に改め、同表三百二十六の項を次のように改める。 番地七」を「北杜市長坂町長坂下条一二三七番地三」に改め、同表二百二十四の項中 都留郡道志村九三三四番地」に改め、同表二百八の項中「北杜市長坂町小荒間一〇九五 法人盛里福祉会」に改め、同表百八十六の項中「南都留郡道志村七七一〇番地」を「南 法人滝口文化学園」に改め、同表百八の項中「社会福祉法人盛里保育園」を「社会福祉 町小立五七〇三番地」に改め、同表九十の項中「学校法人慧央健康文化学園」を「学校 表八十六の項中「南都留郡富士河口湖町小立五六九九番地二」を「南都留郡富士河口湖 め、同表三百二十四の項中「特定非営利活動法人富士山クラブ」を「認定特定非営利活 「韮崎市旭町上条中割一七七六番地」を「韮崎市竜岡町下條東割七七五番地七」に改 項中「富士吉田市新倉六一○番地」を「富士吉田市浅間一丁目五番五号」に改め、

三百二十六 削除

同表三百七十六の項を次のように改める。

三百七十六 削除

に改め、同表に次のように加える。 同表四百十二の項中「甲府市上町八七一番地一」を「甲府市高畑二丁目一九番二号」

Ш	Ш	ш
百二十八	百二十七	百二十六
月十六日 令和三年十二	四百二十七 令和三年十二	月十六日 令和三年十二
四百二十八 令和三年十二 社会福祉法人ライズ	ポート 富士の緑とフードサ 二号	四百二十六 令和三年十二 NPO法人ピークエ
六八号富士吉田市上吉田東三丁目一番	二号富士吉田市大明見三丁目四番二	七〇番地南都留郡富士河口湖町西湖二八

山梨県告示第三百二十六号

うに保安林の指定をする予定である。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、 次のよ

目 次

示

○山梨県県税条例に基づく寄附金税額控除対象法人の指定の一部改正………六○九 · 六 一 〇 六一〇 六〇九

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………………六一一 ○県営土地改良事業の工事の完了………………………………………………………………………………………六一○

選挙管理委員会

○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権 六一一

職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数○県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解

○県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……六一三

告 示

山梨県告示第三百二十五号

五百二十号)の一部を次のように改正する。 山梨県県税条例に基づく寄附金税額控除対象法人の指定 (平成二十三年山梨県告示第

令和三年十二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

Education Japan」に改め、同表四十九の項中「大月市猿橋町猿橋二〇 吉田五七七五番地三」 四番地」を「大月市猿橋町猿橋二五〇番地」に改め、同表五十一の項中「富士吉田市下 一の表三十二の項中「学校法人山梨学院」を「学校法人C2C を 「富士吉田市下吉田三丁目四一番一五号」に改め、 G l o b a l 同表五十三

Щ

梨 県

公

報

令和三年十二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

保安林の所在場所 笛吹市芦川町鶯宿字新倉二一七二の一

指定施業要件

指定の目的 土砂の流出の防備

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

字新倉二一七二の一(次の図に示す部分に限る。)

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

2

3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種、次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 その図面及び関係書類を山梨県庁

山梨県告示第三百二十七号

次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、

令和三年十二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

ヨーネ病	病の種類家畜伝染
牛	種家畜の
串心 畜	患畜の区分
	頭 発数 生
北 杜 市	発
告	生
	場
	所
令和	発
当生	生
令和三年十二月	年
月上	月
日日	日

山梨県告示第三百二十八号

覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、 所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和四年一月十七日まで一般の縦 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道 山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務

令和三年十二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

> 道路の種類 県道

路線名 甲斐早川線

道路の区域

南アルプス市芦安芦倉字柴平一六三五番二区間	旧 の旧別新	四· (メートル) 敷地の幅員
阿アレアス 市告 安告 倉子 柴平 一六三五番二南アルプス 市芦安芦倉字柴平一六三五番二南		四. 〇 ~ 一 ○ · 六
先まで	新	八 五 三 三 · 九

山梨県告示第三百二十九号

般の縦覧に供する。 設事務所 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建 道路法 (吉田支所を除く。) において、この告示の日から令和四年一月十七日まで一 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

令和三年十二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

種道類の	路線名	区間	(メートル)延長	期日開始
県道	大月上野原	大月市富浜町鳥沢字原田五三七	二八七・八	令和三年-
	線	九番四地先から		二月二十
		大月市富浜町鳥沢字原田五三九		Н
		二番地先まで		

公 告

県営土地改良事業の工事の完了

四日をもって完了した。 明営土地改良事業(大藤地区経営体育成基盤整備事業)の工事は、令和三年二月二十

令和三年十二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

令和三年十二月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

百三十六番百九十八まで及び四百三十六番百九十九の区域番二十一、四百三十六番二十二、四百三十六番二十五、四百三十六番百七十五から四番三十、四百三十六番二十二、四百三十六番三十六四百三十六番百十六四百三十六

二 公共施設の種類、位置及び区域

道路 広場 次の図のとおり 公共施設の種類 位置及び区域		
次の図のとおり位置及び区域	路	公共施設の種類
	次の図のとおり	位置及び区域

に備え置いて縦覧に供する。)
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所

株式会社ハウジング建都 代表取締役 保坂真弘三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南巨摩郡富士川町最勝寺千六百五十番地一

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第四十七号

九条第三項の規定による届出が次のとおりあった。
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条、第十七条第一項及び第十

令和三年十二月二十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山

博

Щ

<u> </u>	政治資金規正法第七条に
•	による届出 届出事項の異動!
七長皆氏呂	の異動届
会計責任者夭名	
主たる事務所の所生地	
二 異動 手 引	
国 出 宝	

						1						
旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	区分
	赤池誠章後援会	金の人生	命のなぎ	新海一芳後援会	新海一芳後援会一新会		日本共産党郡内東八西八地区	盟支部	自由民主党山梨県保育推進連	目日三字下ノブ門	自由民主党方川大門支祁	名称
		山本四郎	田邉民男	渡辺徳次	小 池 満 男			雨宮美鈴	丸山美智子	秋山韶樹	丹 澤 孝	代表者氏名
赤池修	河井淳			新海澄子	相原博			渡邉正志	千 葉 英 彦	丹澤孝	立川政博	会計責任者氏名
				中央市山之神二三八九-一六	中央市西花輪三五四四 – 一	富士吉田市上吉田五五九四 - 三	富士吉田市新屋一-八-七	甲州市塩山赤尾七一三-一 赤尾保育園内	甲府市上曽根町二五八-一 柏こども園内	西八代郡市川三郷町市川大門一三六五 - 二	西八代郡市川三郷町市川大門一二二七	主たる事務所の所在地
+ = E	令和三年十二月	日	令和三年十二月	日	令和三年十二月	十日	令和三年十二月	十二日	令和三年六月二	十 五 日	令和三年十一月	異動年月日
+ = E	令和三年十二月	九日	令和三年十二月	三日	令和三年十二月	十三日	令和三年十二月	二十四日	令和三年十一月	十八日	令和三年十一月	届出年月日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

二十九三年
四六二〇-
所の所在地

政治資金規正法第十九条第三項第二号による届出 資金管理団体でなくなった旨の届

広 瀬 一 郎	氏名
市議会議員	公職の種類
広瀬いちろう後援会	資金管理団体の名称
三甲州市塩山藤木一九九八-	主たる事務所の所在地
広瀬一郎	代表者氏名
令和三年十一月二十九	なった年月日 でなく
完十九日 令和三年十一月	届出年月日

の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおり 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項

である。

令和三年十二月二十七日

山梨県選挙管理委員会

委 員 長 小 宮 Ш

博

都留市・西桂町

山梨市

一三、七五

山梨県選挙管理委員会告示第四十九号

算して得た数)は、次のとおりである。 数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じ る数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た 律第百六十二号)第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法 三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超え て得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項

令和三年十二月二十七日

山梨県選挙管理委員会

員 長 小 宮 山 博

委

一八一、二五一

山梨県選挙管理委員会告示第五十号

得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりであ あってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて 超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四 十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合に 議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会

令和三年十二月二十七日

Щ

梨 県 公

報

第二百五十号

令和三年十二月二十七日

山梨県選挙管理委員会

長 宮 山

博

中巨摩郡 西八代郡 選挙区名 巨摩郡

二分の一の数 一四、三〇八

 $\stackrel{-}{=}$ 五 四一六

富士吉田市 五三 七三八九四九

甲府市

南都留郡

韮崎市 大月市

北杜市 南アルプス市 七〇大五八 一 七 四 九 八 二 四 六

笛吹市

甲斐市

上野原市・ 北都留郡

九四六

八〇三 一八五

中央市 甲州市

六一三

	_
発行者	山梨
山梨	梨県公報
県甲府市	第二百五十号
丸の内一丁	
甲府市丸の内一丁目六番一号	令和三年十二月二十七日
<i></i>	月二十七日
印刷所件	
㈱サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
番	
	六一四